



2022年4月12日

各 位

会 社 名 DCMホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 COO
石黒 靖規
(コード 3050 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務・株式・広報管掌
清水 敏光
(TEL 03-5764-5211)

当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の
一部改定に関するお知らせ

当社は、2017年度より、中期経営計画の達成に向けたインセンティブ付けを目的として、当社および当社の主要子会社（以下、「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下、「対象会社」といいます。）のいずれかの取締役を対象に、中期経営計画で掲げる業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の交付ならびに給付（以下、「交付等」といいます。）を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本制度の一部改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2022年5月26日開催予定の第16期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本議案は、2020年5月28日開催の第14期定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬制度について、当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い制度対象者を当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役、国内非居住者ならびに当社および当社の連結子会社のいずれの会社においても業務執行を行っていない者を除く。以下同じ。）および対象子会社の取締役（社外取締役および国内非居住者ならびに当社および当社の連結子会社のいずれの会社においても業務執行を行っていない者を除く。以下同じ。また、当社の取締役および対象子会社の取締役を併せて、以下、「対象取締役」といいます。）とするために、手続上必要となる議案であります。

なお、本制度は、本制度の対象とする者として当社および対象子会社のいずれかと委任契約を締結する執行役員（国内非居住者ならびに当社および当社の連結子会社のいずれの会社においても業務執行を行っていない者を除く。以下同じ。また、以下、「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて、以下、「対象取締役等」といいます。）も対象とし、本制度に基づく報酬には、対象執行役員に対する報酬も含まれます。

記

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社は、2021年2月28日で終了する事業年度から2023年2月28日で終了する事業年度

までの3年間を対象（本制度の対象とする期間を以下、「対象期間」といいます。）として、対象会社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます。）を用いて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度として本制度を導入しておりますが、今般、制度対象者を対象取締役等に変更いたします。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて本総会決議の範囲内で信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することを取締役会で決定した場合、3年間本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間といたします。

（2）会社が拠出する金員の上限

当社が当社の取締役および執行役員（以下、「当社の対象取締役等」といいます。）への報酬として本信託へ拠出する信託金の金額は、対象期間ごとに合計2.4億円（制度対象者となる子会社分は含めず）を上限とします。

なお、当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

また、本信託の継続を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する株式等（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、延長後の本信託に承継いたします。この場合、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本総会でご承認いただいた信託金の上限額の範囲内となります。

（3）対象取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

当社の対象取締役等に交付するために本信託が取得する株式数は、1事業年度毎に78,400ポイント（制度対象者となる子会社分は含めず）（1事業年度毎に対象取締役の基本報酬額に応じて付与されるポイントに業績連動係数の最大値である150%を乗じた値）を上限とします。

対象取締役等には、株式交付規程に基づき、信託期間中、基本報酬額に応じて定めるポイントが付与され、対象期間の終了直後に、付与されたポイントを累積したものは、対象期間中の中期経営計画の業績指標（連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益等）の目標達成度等に応じて0~150%の範囲で変動します。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

（4）対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、原則、当社および対象子会社いずれの対象取締役等および当社の監査等委員である取締役も退任した時点における株式交付ポイント相当の株式数の50%（単元株式数未満は切り捨て）相当数の当社株式の交付を受け、また、残りの株式については本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上